

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年旭川市規則第 22 号）第 3 条の規定に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

平成 31 年 1 月 9 日

旭川市長 西 川 将 人

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市 6 条通 9 丁目総合庁舎 5 階
旭川市総務部管財課庁舎担当
電話 0166-25-5443
FAX 0166-25-8303

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 総合庁舎等市有財産（施設内自動販売機設置場所）貸付け
- (2) 契約形態 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号に基づき賃貸借契約を行う。
- (3) 履行期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- (4) 概 要 総合庁舎等市有財産（施設内自動販売機設置場所）貸付けの入札説明書兼仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり
- (5) 入札物件（貸付物件） 別表「貸付物件一覧」のとおりとする。なお、入札は物件番号順に物件ごとに行うものとする。
- (6) 入札書の記載方法
1 か月当たりの貸付料の金額で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「その他の委託・役務業務 3（3520）」のうち、取扱品目「飲料用自動販売機設置業務（カップ式除く）（3526）」の入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指

名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定，民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- 4 入札説明書等を交付する場所及び問合せ先
1に同じ。

- 5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は，3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため，入札説明書等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成31年1月18日（金）午後5時
(2) 提出場所 1に同じ。

- 6 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

ア 物件番号1

平成31年1月30日（水）午後1時30分 旭川市総合庁舎6階契約課入札室

イ 物件番号2

平成31年1月30日（水）午後2時 旭川市総合庁舎6階契約課入札室

ウ 物件番号3

平成31年1月30日（水）午後2時30分 旭川市総合庁舎6階契約課入札室

- (2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所にて行う。

- (3) 入札方法及び注意事項

入札書を持参し投函すること（郵送又はファクシミリによる入札は認めない。）。

- 7 入札の無効

- (1) 公告において示した入札参加資格のない者のした入札，申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び旭川市委託契約等競争入札心得（貸付け）において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし，これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 市長により入札参加資格がある旨を確認された者であっても，入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 最低貸付料に達しない貸付料で入札した者のした入札は無効とする。
- (4) 本入札のうち，物件番号1の入札を落札した者が行う物件番号2及び3の入札，物件番号2の入札を落札した者が行う物件番号3の入札は無効とする。

8 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 落札者の決定方法

予定価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 最低貸付料の設定 有
- (6) 詳細は入札説明書等による。

9 貸付料

貸付料については、各年度分の貸付料を当該年度の4月30日までに、旭川市が発行する納入通知書により納入すること。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入期限とする。

(別表)

貸付物件一覧

物件番号 1

場所 番号	貸付場所	売上額(円/年)		最低貸付料 (円/月：税別)
		平成28年度	平成29年度	
1	総合庁舎1階 (旧総合案内所前)	2,239,440	2,066,210	26,910
2	総合庁舎1階 (議会棟)	77,790	228,830	2,874
3	第二庁舎1階	1,416,030	918,220	14,589
4	第三庁舎3階	869,380	765,990	10,221
計		4,602,640	3,979,250	54,594

※総合庁舎1階(議会棟)は、平成28年12月に設置

物件番号 2

場所 番号	貸付場所	売上額(円/年)		最低貸付料 (円/月：税別)
		平成28年度	平成29年度	
1	総合庁舎地階(階段下)	586,440	616,990	7,521
2	第三庁舎2階	2,133,870	1,669,390	23,770
計		2,720,310	2,286,380	31,291

物件番号 3

場所 番号	貸付場所	売上額(円/年)		最低貸付料 (円/月：税別)
		平成28年度	平成29年度	
1	総合庁舎地階(売店横)	402,250	403,690	5,037
2	第二庁舎2階	1,525,030	1,548,620	19,210
計		1,927,280	1,952,310	24,247

- (1) 「売上額」の欄は、現在設置している自動販売機の平成28年度及び平成29年度における実績額。
- (2) 各物件の貸付面積は、自動販売機本体及び飲料容器等の回収容器等の設置面積を合わせ、およそ1.5㎡とする。
- (3) 各物件の最低貸付料には、消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。
- (4) 物件番号1の落札者が、物件番号2又は3の入札を行った場合は、当該入札について無効とする。また、物件番号2の落札者が、物件番号3の入札を行った場合も同様に、当該入札について無効とする。